

令和5年 第1回定例会

# 湖周行政事務組合議会会議録

令和5年 3月28日 開会  
令和5年 3月28日 閉会

湖周行政事務組合議会



# 会 期 日 程

令和5年第1回湖周行政事務組合議会定例会

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	摘 要
第1日	3月28日	火	午前10:55	○本 会 議 ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・組合長挨拶 ・議案上程、説明、質疑後即決 ・閉会

## 令和5年第1回湖周行政事務組合議会定例会会議録目次

### 第1号（3月28日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○組合長挨拶	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○組合長挨拶	13
○閉会の宣告	14
○署名議員	15

# 令和5年第1回湖周行政事務組合議会定例会会議録

## 議 事 日 程 (第1号)

令和5年3月28日(火)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 組合長挨拶
- 日程第 4 議案第1号 湖周行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第 5 議案第2号 令和5年度湖周行政事務組合会計予算
- 日程第 6 議案第3号 湖周行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（12名）

1番	小松 壮	議員	2番	早出 一真	議員
3番	岩波 万佐巳	議員	4番	森山 博美	議員
5番	笠原 征三郎	議員	6番	遠藤 真弓	議員
7番	森 安夫	議員	8番	岩村 清司	議員
9番	吉澤 美樹郎	議員	10番	伊藤 浩平	議員
11番	松井 節夫	議員	12番	野沢 弘子	議員

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

組 合 長	今井 竜五 君	副 組 合 長	金子 ゆかり 君
副 組 合 長	宮坂 徹 君	副 組 合 長	小口 道生 君
諏訪 市長	後藤 慎二 君	下 諏 訪 町 長	高木 秀幸 君
副 市 長		副 町 長	
事 務 局 長	小口 智弘 君	会 計 管 理 者	小口 典久 君
岡 谷 市 員		岡 谷 市	
監 査 委 員	矢崎 義人 君	市 民 環 境 部 長	百瀬 邦彦 君
事 務 局 長			
岡 谷 市 民 環 境 部 長	伊藤 雅章 君	諏 訪 市 民 環 境 部 長	金子 雄二 君
環 境 課 長			
諏 訪 市 民 環 境 部 長	中澤 健一 君	下 諏 訪 町 住 民 環 境 課 長	中澤 務 君
環 境 課 長			
総 務 建 設 課 長	五味 裕史 君	総 務 建 設 課 長	藤森 平二 君
		計 画 係 長	

---

### 議会事務局職員出席者

局 長	中村 良則	次 長	宮澤 輝
統 括 主 幹	三村田 卓	主 幹	金子 郷

開会 午前10時55分

◎開会の宣告

○議長（小松 壮議員） これより令和5年第1回湖周行政事務組合議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（小松 壮議員） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小松 壮議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、4番 森山博美議員、10番 伊藤浩平議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（小松 壮議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松 壮議員） 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

## ◎組合長挨拶

○議長（小松 壮議員） 日程第3 組合長より御挨拶をお願いいたします。

今井組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 令和5年第1回湖周行政事務組合議会定例会の開会に当たり、挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の分類を5月8日より現在の2類から5類への引下げが決定されるなど、平時の社会経済活動に移行することが期待されます。当組合といたしましては、社会経済活動の回復を見据え、住民及び事業者を支える重要な施設であります、諏訪湖周クリーンセンターの安定的な運営を継続してまいります。

本日、組合側から、条例制定と令和5年度湖周行政事務組合会計予算の2議案を提案申し上げます。

条例制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、新たに湖周行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

次に、令和5年度当初予算でございます。総額9億6,401万5,000円を計上いたしました。

歳入は、組織市町からの負担金、売電収入、一般廃棄物処理手数料が主なものとなります。

歳出は、議会費、総務費、衛生費、公債費、予備費で構成しております。

総務費につきましては、事務局職員の人件費と組合運営に必要な経費として、総額6,307万4,000円を計上しております。

衛生費につきましては、中間処理施設関連費用が主なものであり、総額4億9,689万4,000円を計上しております。

公債費につきましては、中間処理施設建設に伴う組合債に係る起債の償還金、総額3億9,830万4,000円を計上しております。

以上が令和5年度予算の大要であります。本組合の事業推進に当たり必要不可欠な予算でございますので、条例制定と併せ、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小松 壮議員） 日程第4 議案第1号 湖周行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小口組合事務局長。

〔組合事務局長 小口智弘君 登壇〕

○組合事務局長（小口智弘君） 議案第1号 湖周行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例について御説明申し上げます。

制定の理由は、裏面にありますように、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布、施行に伴い、制定いたしたいものであります。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨について規定するものでございます。

第2条は、定義について規定するもので、実施機関の定義及びこの条例で使用する用語について規定するものでございます。

第3条は、開示請求に係る手数料等について規定するもので、法律の規定に基づき、定める手数料の額については無料とすること。写しの作成及び送付に要する費用については、開示請求者より実費徴収すること。実費徴収に係る減免について規定するものでございます。

第4条は、補則について規定するもので、委任規定でございます。

次に、附則であります。附則第1条は、この条例の施行期日について規定するもので、施行日を令和5年4月1日からとするものでございます。

附則第2条は、この条例の施行に伴い、湖周行政事務組合個人情報保護条例の廃止について規定するものでございます。

附則第3条は、この条例の施行に伴い、所要の経過措置を規定するものでございます。

附則第4条は、湖周行政事務組合情報公開条例の一部改正について規定するもので、開示決定等の期限について、個人情報の保護に関する法律との整合を図るほか、湖周行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会の役割を法律によって定められた範囲内に改正するとともに、条例から法律への移行に伴い、用語の整備を行うものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松 壮議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松 壮議員） これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松 壮議員） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松 壮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小松 壮議員） 日程第5 議案第2号 令和5年度湖周行政事務組合会計予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小口組合事務局長。

〔組合事務局長 小口智弘君 登壇〕

○組合事務局長（小口智弘君） それでは、議案第2号 令和5年度湖周行政事務組合会計予算につきまして説明いたします。

事項別明細書から説明してまいりますので、予算書の4ページ、5ページをお開きください。

1 総括について説明いたします。湖周行政事務組合会計予算総額については、歳入歳出9億6,401万5,000円で、前年度比1,406万6,000円の増となっております。予算増の主な理由としましては、諏訪湖周クリーンセンターの運営費において、物価変動による運営委託料及び灰処理委託料の増加を見込んでいるためであります。

最初に、歳出の主なものについて説明申し上げますので、予算書の8ページ、9ページを

お開きください。

3歳出、第1款議会費であります。1項1目議会費は74万3,000円の計上で、前年度比13万1,000円の増であります。この経費は議会の運営に要する経費であります。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。第2款総務費でございます。1項1目一般管理費は6,307万4,000円の計上で、前年度比250万2,000円の減であります。この経費は組合事務局運営に要する経費でございます。

1節報酬から4節共済費までの合計5,761万8,000円は、職員7名分と会計年度任用職員1名分の人件費等であります。

8節旅費15万6,000円は、職員の先進地視察研修経費、また、国からの特定財源である循環型社会形成推進交付金の予算確保や、交付対象事業の拡充に向けての国等への要望活動経費を計上いたしました。

10節需用費120万6,000円は、消耗品費、燃料費、食糧費等であります。

12節委託料16万4,000円は、ホームページ管理委託料14万5,000円と、会計年度任用職員健診委託料等1万9,000円であります。

13節使用料及び賃借料171万4,000円は、有料道路通行料、公用車リース料、財務会計システム使用料等であります。

18節負担金補助及び交付金156万3,000円は、全国都市清掃会議負担金、OA機器利用負担金、会計事務職員人件費負担金等でございます。

次に12ページ、13ページをお開きください。第3款衛生費でございます。1項2目最終処分場施設整備費は、1,037万7,000円の計上で、前年度比10万7,000円の減であります。この予算は最終処分場施設整備に要する経費でございます。

8節旅費10万9,000円は、最終処分場施設建設予定地の地元住民等による先進地視察に係る旅費等であります。

10節需用費4万円は、最終処分場施設整備に伴う事務用消耗品費等であります。

13節使用料及び賃借料244万6,000円は、事業が進捗した際の、最終処分場施設建設予定地の土地借上料であります。

16節公有財産購入費770万円は、同じく事業が進捗した際の、最終処分場施設建設予定地の土地購入費であります。

1項3目中間処理施設運営費は、3億7,082万2,000円の計上で、前年度比1,119万2,000円の増であります。この予算は諏訪湖周クリーンセンターの運営に

要する経費であります。予算増の主な要因としましては、物価変動に伴う運営委託料の増額や、インボイス制度への対応に伴う計量システム改修によるものであります。

12節委託料3億6,842万9,000円は、諏訪湖周クリーンセンターの運営委託、DBO事業の運営モニタリング支援業務委託、計量システム改修委託料等であります。

18節負担金補助及び交付金61万2,000円は、汚染負荷量賦課金であり、これは、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する、大気汚染系疾病に係る被認定者の補償給付等に要する費用の財源に充てるために、一定のばい煙発生施設等設置者から徴収されるものであります。

次に、1項4目残渣処理費は、1億1,569万5,000円の計上で、前年度比535万2,000円の増であります。この予算は焼却灰の民間委託に要する経費でございます。予算増の主な要因につきましては、物価変動に伴う灰処理単価の増額等によるものであります。

8節旅費29万円は、灰処理の民間委託先や、委託先自治体への事前協議及び、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、同法施行規則に基づく、民間委託先施設の現地確認に要する経費であります。

12節委託料1億1,443万9,000円は、ごみの焼却により発生した灰の処理を民間業者8社9施設へ委託処理する経費であります。

18節負担金補助及び交付金88万4,000円は、民間委託先の一つであります、三重中央開発株式会社の所在する三重県伊賀市への環境保全負担金であります。

次に、14ページ、15ページをお開きください。第4款公債費であります。1項1目元金は、3億9,235万5,000円の計上で、前年度比78万円の増であります。この予算は、諏訪湖周クリーンセンター建設工事及び岡谷市清掃工場解体工事に係る起債元金償還費用であります。

1項2目利子は、594万9,000円の計上で、前年度比78万円の減であります。この予算は、諏訪湖周クリーンセンター建設工事及び岡谷市清掃工場解体工事に係る起債利子償還に要する経費であります。

次に16ページ、17ページをお開きください。第5款1項1目予備費は、前年度と同額の500万円の計上でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、6ページ、7ページへお戻りください。2歳入につきまして説明いたします。

第1款分担金及び負担金1項1目負担金は、7億1,899万2,000円の計上で、前年度比4,368万9,000円の増であります。この予算は組織市町からの負担金であり、それを財源とする事業の内容によって、事務費負担金、建設費負担金、運営費負担金、公債費負担金に分かれております。なお、運営費負担金は、中間処理施設運営費、残渣処理費から、諏訪湖周クリーンセンターへの一般廃棄物処理手数料収入と売電収入等の諸収入を差し引いた額となります。

第3款諸収入1項1目雑入は、1億114万4,000円の計上で、前年度比2,767万1,000円の減であります。この予算は、諏訪湖周クリーンセンターの熱回収に伴う余剰電力の売電収入等であります。予算減の主な要因としましては、売電収入において、令和4年度より非バイオマス分の売電単価が下落したことに伴うものであります。

第5款使用料及び手数料1項1目使用料及び手数料は、1億4,387万8,000円の計上で、前年度比195万2,000円の減であります。この予算は、諏訪湖周クリーンセンターの一般廃棄物処理手数料であります。近年は新型コロナウイルスの影響等により、ごみ量が減少傾向であり、ごみ量の減少に伴う収入減を考慮して計上いたしました。また、滞納繰越分の収入として、諏訪市の事業系手数料7万4,000円を計上しております。

以上が歳入の事項別明細書の説明となります。

予算書の18ページから22ページまでは給与費明細書、23ページは債務負担行為に関する調書、24ページは地方債現在高に関する調書であり、それぞれ所定の書式によりお示ししておりますので、説明は省略させていただきます。

1ページへお戻りください。令和5年度湖周行政事務組合会計予算、第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,401万5,000円と定めるものであります。

第2項の第1表歳入歳出予算は、先ほど説明いたしました事項別明細書を総括したものであります。

以上で議案第2号の説明を終わりますが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（小松 壮議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

遠藤真弓議員。

○6番（遠藤真弓議員） 3款衛生費の1項2目の最終処分場施設整備費です。先ほどの全員

協議会の中でも話がありましたけれども、建設阻止期成同盟会との意見交換というのをこれまで続けてきましたが、令和5年度も、今後も続けていかれるということでもいいのでしょうか。

それから、組合としては地質調査等々を行ってきましたけれども、ほかに何か行っていく予定というのはあるのでしょうか。お願いします。

○議長（小松 壮議員） 小口組合事務局長。

○組合事務局長（小口智弘君） 期成同盟会との意見交換につきましては、先ほど全協でも御説明をさせていただきましたとおり、令和5年度につきましても引き続き丁寧に説明をしながら理解を得るよう努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう1点、調査の関係でございますが、令和2年度、3年度で行いました事前調査、その結果につきましては、今いろんな疑問点についての意見交換を行っているところであります。組合とすれば、まずは調査結果について御理解をいただけるよう求めていきたいというふうに考えておりますので、令和5年度において新たな調査を行うという予定は今のところございません。以上であります。

○議長（小松 壮議員） 遠藤真弓議員。

○6番（遠藤真弓議員） 分かりました。これは確認なんですけれども、これまで令和4年度同様に令和5年度においても、反対を押し切って進めていくということはないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小松 壮議員） 小口組合事務局長。

○組合事務局長（小口智弘君） 前も申し上げましたとおり、交渉におきまして下流側の皆さんのやっぱり意向というものは大事にしていかなきゃいけないという気持ちは、今も組合としては持っております。引き続き丁寧に理解を求めよう努力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小松 壮議員） 遠藤真弓議員。

○6番（遠藤真弓議員） 今後も、これまでのことを思ったり、あと先ほどの町長のお話、あと期成同盟会の方々のお話等々を聞いていると、今後も進展は何か難しいかなというふうに思いますけれども、計画の変更というのも念頭に置いて考えたほうがよいのではないかとこのように考えますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（小松 壮議員） 小口組合事務局長。

○組合事務局長（小口智弘君） 現時点におきまして、今交渉を行っている内容は、調査結果

についてということで、現在の計画についての事前調査の結果であります。今の時点では、計画を変更して別の場所へといった考えは今のところは持ち合わせていません。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（小松 壮議員） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松 壮議員） これをもって質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。何か御発言はありませんか。

松井節夫議員。

○11番（松井節夫議員） 一応賛成の立場で討論いたしますが、この予算の中で残渣処理費が1億1,000万円超、計上されております。これが毎年、外部のほうへ流れていくわけですから、早期の処理場の建設が求められると思います。といったことで、先ほど来、出ています、今のままの用地ということではなくて、新たな用地を検討するということを求めて賛成の討論といたします。

○議長（小松 壮議員） そのほかに御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松 壮議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松 壮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小松 壮議員） 日程第6 議案第3号 湖周行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

早出一真議員。

〔2番 早出一真議員 登壇〕

○2番（早出一真議員） 2番、早出一真です。議案第3号 湖周行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について御説明申し上げます。

制定の理由につきましては、裏面にありますように、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布、施行に伴い、制定いたしたいものであります。

制定の趣旨であります。この条例は、組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、組合議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的に定めるものであります。

最初に、この条例の議案提出に至るまでの経緯を申し上げます。令和3年5月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、国の行政機関、独立法人等、地方公共団体、地方独立行政法人について、それぞれ分かれていた個人情報保護制度が一本化されることとなりました。これにより、地方公共団体にも個人情報の保護に関する法律の規定が共通ルールとして直接適用されることとなりましたが、議会については、一部の規定を除き適用除外とされ、議会ごとの自律的な判断による対応が必要となったため、議会独自の個人情報保護制度として本条例の制定に至ったものであります。

それでは、条例の内容を御説明申し上げます。条例は、第1章から第6章まで56条の本則と附則で構成されております。条文の主な点を申し上げますと、第1章「総則」では、第1条「目的」、第2条「定義」などを規定しております。第2章「個人情報等の取扱い」では、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限などを規定しております。

第3章では「個人情報ファイル」について規定しており、第4章では「開示、訂正及び利用停止」として、開示請求の手續、保有個人情報の開示義務、開示請求に対する措置、開示請求の手数料などについて規定しております。

第5章では「雑則」として、適用除外、委任などについて規定しており、第6章では「罰則」について規定しております。

次に附則であります。附則第1項は、この条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものであります。

附則第2項は、湖周行政事務組合情報公開条例の一部改正について規定するもので、議長が行った開示・訂正・利用停止決定等について、審査請求があったときは、湖周行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問するため、所要の改正を行うものであります。



以上が提出条例案の主な内容であります。内容の詳細につきましては、配付させていただいております議案書のとおりであります。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきますが、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松 壮議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松 壮議員） これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。何か御発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松 壮議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松 壮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎組合長挨拶

○議長（小松 壮議員） 以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉会前に組合長の御挨拶をお願いいたします。

今井組合長。

〔組合長 今井竜五君 登壇〕

○組合長（今井竜五君） 令和5年第1回湖周行政事務組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日は、組合側から提出いたしました条例議案、令和5年度予算につきまして、慎重審議の上、御議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

最終処分場整備につきましては、建設阻止期成同盟会及び辰野町の理解が得られるよう、引き続き慎重かつ丁寧に対応してまいります。

さて、今日まで多くの御功績を残されてきました議員各位の任期満了が近づいてまいりました。任期中には議会審議等を通じまして、組合運営に大変お力添えをいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

来週には新たな年度を迎え、いよいよ春の息吹が強く感じられる季節となつてまいりました。議員各位におかれましては、御健勝にて御活躍されますことを心より御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（小松 壮議員） これにて、令和5年第1回湖周行政事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

湖周行政事務組合議会議長 小 松 壮

湖周行政事務組合議会議員 森 山 博 美

湖周行政事務組合議会議員 伊 藤 浩 平